

千木病院の倫理規程等に関する取り決め

A. 倫理規程

A 1. 職業倫理規程

千木病院の職員が病院理念と基本方針に基づき、意欲と誇りを持ってその使命を果たすことを目的として、次のとおり職業倫理に関する規程を定める。

- I. 常に医療職職員としての自覚を持ち、就業規則等院内各規則を遵守して業務を行う。
- II. 患者の人格の尊厳と権利を尊重し、誠意をもった対応をし、信頼を得るよう心がける。
- III. 専門用語を多用せず、丁寧な言葉使いで分かりやすく説明をする。
- IV. 医療の透明性を確保するため診療録の適正な記録・管理を行う。また、職務上の守秘義務を遵守する。
- V. 最善の医療を提供するために、常に学術的知識と技術の習得に努める。
- VI. 自らの義務と責任を自覚して人格を高めるよう心がける。
 1. 業務においては正直に対処し、過ちは隠蔽せずに明らかにする。
 2. 患者、その他から利益供与（金品授与、接待など）を受けない。
 3. 利害関係の有無に関わらず、第三者から医療内容を左右されないようにする。
- VII. 職場内外の医療専門職の権利を尊重する。
 1. 多職種間が対等に協調、協力して業務を遂行する。
 2. 良好なチーム医療及び医療連携に努める。
- VIII. 医療の公共性を重んじて地域社会に貢献するとともに、法規範を遵守する。
- IX. 良質の医療を提供するために、自ら心身の健康保持と増進に努める。

A 2. 臨床倫理規程

千木病院の職員が病院理念と基本方針に基づき、患者の権利を尊重し、適切な医療を患者に平等に提供することを目的として、次のとおり臨床倫理に関する規程を定める。

- I. 患者の意向を十分聞いたうえで患者の自己決定権を尊重し、患者と医療

- 従事者が協力して公正かつ公平な医療を提供する。
- 患者が自己決定できないときは家族の意向を尊重する。
1. 患者の理解力や判断能力に応じて十分患者が分かるように説明する。
 2. 患者に当院でなし得る医療の概要を説明し、また、「お任せ医療」ではいけないことを理解してもらう。
- II. やむを得ず身体拘束の必要がある患者には「身体拘束廃止マニュアル」に従い慎重に対応する。
- III. 適応を十分検討してQOL（人生の質、生活の質）を考慮した医療を提供する。また、最新のEBM（根拠に基づいた医療）に沿った医療を考慮する。
1. 病状の医学的問題を十分把握して、患者にとってQOL（人生の質、生活の質）を高め、最善と思われる方法を選択する。
 2. QOL（人生の質、生活の質）は患者・家族が評価するものでなければならない。
- IV. 患者の診断や治療で困難な場面が出てきたときは患者もしくはその家族と相談しセカンドオピニオンを含めた他の院内医師、他の医療機関の医師等の意見をできるだけ早期に仰ぐ。あるいは、必要ならば検査データを含む診療情報の提供を患者が過去に関係していた医療施設の医師に依頼する。
- V. 医学及び医療の進歩に必要な研究の実施ならびに倫理的な問題を含むと考えられる医療行為については、院外有識者を加えた当院「倫理委員会」において、倫理的・科学的観点から十分な検討を行う。
1. 医学的臨床研究等の実施にあたっては、「倫理委員会」において審査し、事前にその適否を判定する。
 2. 倫理的な問題を含むと考えられる医療行為等については、「倫理委員会」においてその妥当性を審議し、最良の方針を決定する。

B. 倫理委員会規程

B 1. 倫理委員会の構成

構成員は院長、副院長、診療部長、医局長、医師、看護部長、事務長、書記係、院外有識者の外部委員（必要時出席）とする。なお、議事進行上必要な参考人を委員会の求めに応じて本人の了承を得たうえで召喚することができる。院長が委員長を任命し、院外有識者の外部委員を委嘱する。

B 2. 議事の進行、議事内容の記録保存

議事の進行は委員長が行う。議事の記録と保存は書記係が行う。

B 3. 委員の任期

構成員の院長、副院長、診療部長、医局長、医師、看護部長、事務長、書記係、院外有識者の外部委員（必要時出席）の任期は1年とする。支障がない限り再任を防げない。

B 4. 倫理委員会の開催

倫理委員会は年1回開催し必要と考えられる問題を審議する。また、臨時の緊急な問題が発生したときは倫理委員会を開催してしかるべき結論を出すように努める。

C. 倫理規程の改訂

本倫理規程ならびに倫理委員会規程の改訂が必要なときは、委員が発議し倫理委員会で検討して多数決でその適否を決める。

D. 附則

この倫理規程ならびに倫理委員会規程はH24年11月1日から施行する。